

1. 平成24年度 香芝市一般会計予算

1. 平成24年度香芝市一般会計予算

(総則)

第1条 平成24年度香芝市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,770,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入) (単位 千円)

款	項	金 額
1. 市 税		8,723,402
	1. 市 民 税	4,758,000
	2. 固 定 資 産 税	3,553,702
	3. 軽 自 動 車 税	98,700
	4. 市 た ば こ 税	313,000
2. 地 方 譲 与 税		179,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	54,400
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	124,600
3. 利 子 割 交 付 金		42,100
	1. 利 子 割 交 付 金	42,100
4. 配 当 割 交 付 金		41,100
	1. 配 当 割 交 付 金	41,100
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		10,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,000
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		476,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	476,000
7. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		55,300
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	55,300
8. 地 方 特 例 交 付 金		95,000
	1. 地 方 特 例 交 付 金	95,000
9. 地 方 交 付 税		4,330,000
	1. 地 方 交 付 税	4,330,000
10. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000
11. 分 担 金 及 び 負 担 金		472,942
	1. 分 担 金	2,057
	2. 負 担 金	470,885
12. 使 用 料 及 び 手 数 料		308,688

(単位 千円)

款	項	金 額
	1. 使 用 料	252,999
	2. 手 数 料	36,289
	3. 証 紙 収 入	19,400
13. 国 庫 支 出 金		2,746,506
	1. 国 庫 負 担 金	2,275,453
	2. 国 庫 補 助 金	458,404
	3. 委 託 金	12,649
14. 県 支 出 金		1,219,251
	1. 県 負 担 金	746,437
	2. 県 補 助 金	367,999
	3. 委 託 金	104,815
15. 財 産 収 入		43,941
	1. 財 産 運 用 収 入	3,941
	2. 財 産 売 払 収 入	40,000
16. 寄 附 金		1,500
	1. 寄 附 金	1,500
17. 繰 入 金		103,230
	1. 基 金 繰 入 金	103,230
18. 繰 越 金		50,000
	1. 繰 越 金	50,000
19. 諸 収 入		623,540
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	11,045
	2. 市 預 金 利 子	300
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	3,300
	4. 受 託 事 業 収 入	40,062
	5. 雑 収 入	568,833
20. 市 債		2,236,500
	1. 市 債	2,236,500
	歳 入 合 計	21,770,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 議会費		277,375
	1. 議会費	266,575
	2. 研究研修費	10,800
2. 総務費		2,433,729
	1. 総務管理費	1,851,940
	2. 徴税費	307,584
	3. 戸籍住民基本台帳費	126,660
	4. 人権啓発費	19,574
	5. 選挙費	88,286
	6. 統計調査費	10,926
	7. 監査委員費	28,759
3. 民生費		7,422,565
	1. 社会福祉費	3,009,907
	2. 児童福祉費	3,844,011
	3. 生活保護費	568,647
4. 衛生費		2,143,551
	1. 保健衛生費	872,004
	2. 清掃費	1,271,547
5. 農林商工費		147,600
	1. 農業費	101,045
	2. 林業費	285
	3. 商工費	46,270

(単位 千円)

款	項	金額
6. 土木費		1,985,144
	1. 土木管理費	77,107
	2. 道路橋梁費	384,591
	3. 河川費	139,580
	4. 都市計画費	1,372,809
	5. 住宅費	11,057
7. 消防費		844,798
	1. 消防費	844,798
8. 教育費		2,428,918
	1. 教育総務費	217,708
	2. 小学校費	725,247
	3. 中学校費	203,136
	4. 幼稚園費	378,172
	5. 社会教育費	321,614
	6. 保健体育費	583,041
9. 公債費		4,002,010
	1. 公債費	4,002,010
10. 諸支出金		34,310
	1. 諸費	34,310
11. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		21,770,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
香芝市土地開発公社に対する債務保証	平成24年度から返済期日まで	5,000,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
退 職 手 当 支 給	94,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
保育所施設耐震補強事業	24,200			
総合福祉センター施設整備事業	22,500			
大阪湾広域臨海環境整備事業	1,000			
保健センター新設事業	156,200			
地方道路等整備事業	137,900			
河川等整備事業	64,800			
地方特定道路整備事業	63,400			
まちづくり事業	112,800			
公園整備事業	38,200			
二上小学校増築事業	201,100			
尼寺廃寺跡整備事業	8,400			
臨時財政対策	1,312,000			
合 計	2,236,500			

2. 平成24年度 香芝市国民健康保険特別会計予算

2. 平成24年度香芝市国民健康保険特別会計予算

(総則)

第1条 平成24年度香芝市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,764,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入) (単位 千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		1,723,200
	1. 国民健康保険料	1,723,200
2. 使用料及び手数料		320
	1. 手 数 料	320
3. 国庫支出金		1,405,499
	1. 国庫負担金	1,092,106
	2. 国庫補助金	313,393
4. 療養給付費交付金		379,600
	1. 療養給付費交付金	379,600
5. 前期高齢者交付金		1,815,000
	1. 前期高齢者交付金	1,815,000
6. 県 支 出 金		306,941
	1. 県 負 担 金	48,660

(単位 千円)

款	項	金 額
	2. 県 補 助 金	258,281
7. 共同事業交付金		685,580
	1. 共同事業交付金	685,580
8. 繰 入 金		437,450
	1. 他会計繰入金	437,450
9. 諸 収 入		10,410
	1. 延滞金、加算金及び過料	2,700
	2. 療養費等指定公費返還金	500
	3. 雑 入	7,210
歳 入 合 計		6,764,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		130,270
	1. 総務管理費	98,307
	2. 徴収費	31,753
	3. 運営協議会費	210
2. 保険給付費		4,550,650
	1. 療養諸費	4,080,500
	2. 高額療養費	416,700
	3. 移送費	20
	4. 出産育児諸費	50,430
	5. 葬祭諸費	3,000
3. 後期高齢者支援金等		886,070
	1. 後期高齢者支援金等	886,070
4. 前期高齢者納付金等		1,080
	1. 前期高齢者納付金等	1,080
5. 介護納付金		359,500
	1. 介護納付金	359,500

(単位 千円)

款	項	金額
6. 共同事業拠出金		744,445
	1. 共同事業拠出金	744,445
7. 保健事業費		78,885
	1. 保健事業費	19,986
	2. 特定健康診査等事業費	58,899
8. 公債費		3,500
	1. 公債費	3,500
9. 諸支出金		6,600
	1. 償還金利子及び還付加算金	6,100
	2. 療養費等指定公費立替金	500
10. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳出合計		6,764,000

3. 平成24年度 香芝市後期高齢者医療特別会計予算

3. 平成24年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算

(総則)

第1条 平成24年度香芝市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ625,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		468,920
	1. 後期高齢者医療保険料	468,920
2. 使用料及び手数料		140
	1. 手 数 料	140
3. 繰 入 金		145,060
	1. 他 会 計 繰 入 金	145,060
4. 繰 越 金		1,000
	1. 繰 越 金	1,000
5. 諸 収 入		9,880
	1. 償還金及び還付加算金	400
	2. 雑 入	9,480
歳 入 合 計		625,000

(歳 出)		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 総 務 費		27,645
	1. 総 務 管 理 費	25,719
	2. 徴 収 費	1,926
2. 保 健 事 業 費		9,550
	1. 健康保持増進事業費	9,550
3. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		586,405
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	586,405
4. 公 債 費		500
	1. 公 債 費	500
5. 諸 支 出 金		400
	1. 還付金及び還付加算金	400
6. 予 備 費		500
	1. 予 備 費	500
歳 出 合 計		625,000

4. 平成24年度 香芝市介護保険特別会計予算

4. 平成24年度香芝市介護保険特別会計予算

(総則)

第1条 平成24年度香芝市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,393,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入) (単位 千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 險 料		789,500
	1. 介 護 保 險 料	789,500
2. 使用料及び手数料		80
	1. 手 数 料	80
3. 国 庫 支 出 金		643,323
	1. 国 庫 負 担 金	560,550
	2. 国 庫 補 助 金	82,773
4. 支 払 基 金 交 付 金		911,435
	1. 支 払 基 金 交 付 金	911,435
5. 県 支 出 金		491,889
	1. 県 負 担 金	455,400
	2. 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	23,393
	3. 県 補 助 金	13,096

(単位 千円)

款	項	金 額
6. 財 産 収 入		20
	1. 財 産 運 用 収 入	20
7. 繰 入 金		539,900
	1. 他 会 計 繰 入 金	520,600
	2. 基 金 繰 入 金	19,300
8. 繰 越 金		1,000
	1. 繰 越 金	1,000
9. 諸 収 入		15,853
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	250
	2. 雑 入	15,603
歳 入 合 計		3,393,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 総務費		168,660
	1. 総務管理費	136,462
	2. 徴収費	2,730
	3. 介護認定審査会費	29,468
2. 保険給付費		3,126,000
	1. 介護サービス等諸費	3,126,000
3. 地域支援事業費		37,384
	1. 地域支援事業費	37,384
4. 介護サービス事業費		14,043
	1. 居宅サービス事業費	14,043

(単位 千円)

款	項	金額
5. 基金積立金		42,313
	1. 基金積立金	42,313
6. 公債費		500
	1. 公債費	500
7. 諸支出金		3,800
	1. 諸費	3,800
8. 予備費		300
	1. 予備費	300
歳出合計		3,393,000

5. 平成24年度 香芝市下水道事業特別会計予算

5. 平成24年度香芝市下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成24年度香芝市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,049,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入) (単位 千円)

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		563,600
	1. 使用料	563,300
	2. 手数料	300
2. 国庫支出金		261,000
	1. 国庫補助金	261,000
3. 繰入金		394,660
	1. 他会計繰入金	394,660
4. 繰越金		2,000
	1. 繰越金	2,000
5. 諸収入		1,240
	1. 延滞金、加算金及び過料	30
	2. 雑収入	1,210
6. 市債		826,500
	1. 市債	826,500
歳入合計		2,049,000

(歳 出) (単位 千円)

款	項	金 額
1. 下水道事業費		1,134,100
	1. 下水道建設費	1,134,100
2. 公債費		911,900
	1. 公債費	911,900
3. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳出合計		2,049,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
香芝市水洗便所改造資金融資 あっせんに係る取扱金融機関に 対する債務の損失補償	平成24年度から償還期間満了 まで	水洗便所改造者が取扱金融機関より、借り入れる改造資金に対 して香芝市が行う元金・利子及び遅延損害金相当額

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	406,700	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体金融機構資 金について、利率の見直しを行 った後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定する ものとする。ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすることができる。
流 域 下 水 道 事 業	108,100			
資 本 費 平 準 化	186,300			
借 換 事 業	125,400			
合 計	826,500			

6. 平成24年度 香芝市土地取得特別会計予算

6. 平成24年度香芝市土地取得特別会計予算

(総則)

第1条 平成24年度香芝市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 繰 入 金		3, 2 4 6
	1. 他 会 計 繰 入 金	3, 2 4 6
2. 繰 越 金		8 0, 7 5 4
	1. 繰 越 金	8 0, 7 5 4
歳 入 合 計		8 4, 0 0 0

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 諸 支 出 金		8 0, 7 5 4
	1. 財 産 取 得 費	8 0, 7 5 4
2. 公 債 費		3, 2 4 6
	1. 公 債 費	3, 2 4 6
歳 出 合 計		8 4, 0 0 0

7. 平成24年度 香芝市財産区財産特別会計予算

7. 平成24年度香芝市財産区財産特別会計予算

(総則)

第1条 平成24年度香芝市財産区財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 財 産 収 入		1 9, 8 9 2
	1. 財 産 運 用 収 入	1 9, 8 9 2
2. 繰 入 金		1 3, 1 0 8
	1. 基 金 繰 入 金	1 3, 1 0 8
歳 入 合 計		3 3, 0 0 0

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 地 元 公 共 事 業 費		3 3, 0 0 0
	1. 地 元 公 共 事 業 費	3 3, 0 0 0
歳 出 合 計		3 3, 0 0 0